

1 互助会の概要

■ 互助会の名称・構成員・目的

(1) 名称等

「互助会」は、平成20年3月24日に本会理事会の承認を得て設立されたもので、「日本水難救済会救難所員等互助会」と称します。

(2) 互助会の構成員

公益社団法人日本水難救済会（以下「本会」という。）の1号正会員となっている40地方水難救済会の傘下、約1,300ヶ所の救難所・支所に所属されている救難所員をはじめ、地方水難救済会に所属されている役職員及びこれら救難所員等の家族（以下「会員等」という。）で、互助会への加入を希望する者をもって構成しています。（加入は任意です！）

(3) 目的

会員等の皆様方の相互救済と福利増進を図る観点から、各種事業を行うことにより、会員等の福祉に寄与するとともに、本会の事業となっている水難救済活動などについて効率的な事業運営に資することを目的としています。

■ 互助会の役員・事務局

< 互助会理事会の構成 >

会長 1名（公益社団法人日本水難救済会会長）
 理事長 1名（同上 理事長）
 理事 3名以上5名以内（公益社団法人日本水難救済会が推選する理事）
 会計監査役 2名以上3名以内（公益社団法人日本水難救済会の監事）

< 事務局 >

事務局の所在地：公益社団法人日本水難救済会内
 事務局長：日本水難救済会常務理事
 担当：事務局内に運営事業部を設置。
 本会経理部が担当。

【事務局の主な仕事】

- 会員の加入、退会に関すること
- 予算及び決算に関すること
- 各事業の実施に関すること
- その他、互助会運営に必要なこと

■ 互助会会員の現状

会員数 20,322人（令和2年6月30日現在）

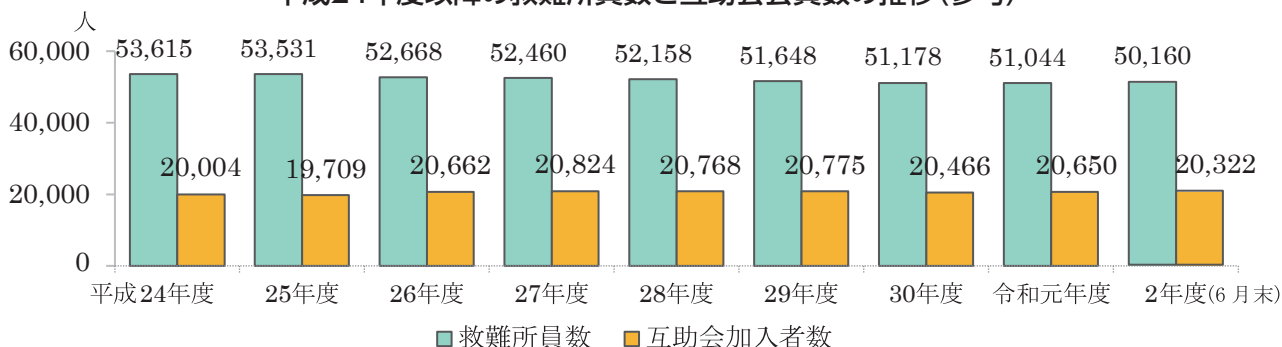
※互助会会員は昨年9月末は20,619人でしたが、本年は加入者が297名減少しました。

救難所員数 50,160人（令和3年3月31日現在）

加入率 40.5%（前年度実績40.4%）

互助会への加入は任意ですが、より多くの皆様方の加入をよろしくお願いいたします。

－平成24年度以降の救難所員数と互助会会員数の推移(参考)－



注)救難所員数は、各年度末(3月31日)現在であり、互助会加入者数は元年度までは年度末(9月30日)現在である。

■会計年度

互助会の会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとなっています。

■会費

互助会会費は、年額500円です。

なお、年度途中で加入又は脱退される場合、会費の減額・返納はありません。

令和3年度（令和3年10月1日～令和4年9月30日まで）の互助会に新規加入又は更新される場合、

- ・加入申込日 ⇒ 原則として令和3年8月31日まで
- ・会費納入日 ⇒ 原則として令和3年9月30日まで

に申込等を行ってください。

なお、年度の途中で加入される場合には随時申請を受け付けております。



<お知らせ>

令和元年から互助会専用の「ゆうちょ銀行口座」を開設しております。

会費の振込みは、旧払込取扱票は使用しないで新しい「払込取扱票」を使って下さい！！

加入者名 「公益社団法人日本水難救済会互助会」 口座番号 「00180-9-451784」

- ・互助会の加入申込みは、規則で指定された書類（様式第1号）により、原則として、救難所ごとに一括して救難所長名で互助会会長宛に行うこととなっています。
- ・互助会加入の申込みにあわせ、会費を納入してください。
- ・互助会への加入されている方でも、翌年9月末で会員としての効力がなくなりますので毎年、定期に更新加入する必要があります。

1年 500円で大きな安心！

2 給付事業の事例

年度	項目	事案の概要	支払金額
令和2年度	災害見舞金	令和元年9月9日の台風第15号の強風により住居の屋根、外壁等に損害を受けた（千葉県水難救済会）	4名 140,000円
	私物等損害見舞金	令和2年9月2日午前0時55分頃遭難者の救助に赴くため自船を出港させようとして、他船のアンカーロープを自船プロペラに絡めて自船が損傷（新潟県水難救済会）	1名 100,000円
令和元年度	災害見舞金	令和元年9月9日の台風第15号及び令和元年10月13日の台風19号の強風により住居の屋根、外壁等に損害（千葉県水難救済会）	10名 340,000円
		令和元年6月18日午後10時22分頃発生した山形県沖の地震（M6.8）により、救難所員の住居の屋根瓦や外壁が損壊、損傷（山形県水難救済会）	5名 150,000円
平成30年度	災害見舞金	救難所員の自宅が豪雨により床上浸水（高知県水難救済会）	1名 30,000円
平成28年度	私物等損害見舞金	漂流物（乗り上げ事故船残骸）を自船にて、他船の衝突を回避するため曳航した際、漂流物が目視で確認した以上に大きかったため、自船の一部に破損が生じた（高知県水難救済会）	1名 34,188円
平成27年度	災害給付金	磯釣り中に転倒し磯場で骨折等した釣り人を救助中に、足を滑らせて磯場に転倒し、右側側頭部から後頭部にかけて裂創等の負傷（岩手県水難救済会）	1名 52,000円
平成25年度	災害給付金	船舶火災消火中に船舶同士に右手中指を挟まれ、圧迫骨折（（特）神奈川県水難救済会）	1名 45,000円
平成23～26年度	災害見舞金	平成23年3月11日発生した東日本大震災により被災対応	1,119名 48,790,000円

3 互助会の事業の内容

「日本水難救済会救難所員等互助会規約」により、次の各種の給付事業が定められています。

[1] 災害給付事業

(1) 会員が水難救助業務中に災害を受けた場合

(互助会規約第14条)

○東京海上日動火災保険(株)と契約の給付概要

- ・死亡保険金 15,000,000円
- ・後遺障害保険金額 (障害等級に応じて)
最大15,000,000円
- ・入院保険金 (事故の日から180日以内)
4,000円/日
- ・通院保険金 (90日を限度) 2,500円/日

(2) 互助会会員が、第14条の規定する災害により死亡した場合

本会が2万円を限度として、花輪又は生花を遺族に給付する。(互助会規約第14条の2)

[2] 休業見舞金給付事業

(会員が水難救助業務中に災害を受けた場合)

互助会会員が負傷し又は疾病にかかり、そのため、療養開始後、従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合に、90日を限度として、見舞金を本会が給付する。

休業見舞金 7,000円/日 (互助会規約第15条)

[3] 私物等損害見舞金給付事業

(会員が水難救助業務中に私物または使用船舶に損害を受けた場合)

(1) 業務遂行のために必要と認められる私物を破損、消失、遺失等した場合、損害額(当該私物と同程度物の購入又は修理に要する経費)の半額又は3万円のうち、いずれか少ない金額を給付する。ただし、損害額が1万円未満の場合は給付の対象としない。

(互助会規約第16条)

(2) 当該業務を遂行中に使用していた船舶の船体・属具を破損等した場合、損害額(当該船体・属具の修理等に要する経費)の半額又は10万円のうち、いずれか少ない金額を給付する。

ただし、損害額が1万円未満の場合は給付の対象としない。(互助会規約第16条の2)

[4] 遺児等育英奨学金事業 (互助会規約第17条)

災害を受けた会員の遺児(第14条に規定する災害給付を受けた会員の遺児、重度の後遺症を負った会員の子で、遺児と同等と認められる者を含む。)に対して、育英奨学金を給付及び貸与する。

[5] 災害見舞金給付事業 (互助会規約第18条)

互助会会員が自然災害又は火災等により、会員が所有する住居及び家財又はそれらのいずれかに被害を被った場合は、その会員に対し、損害の程度に応じて、3万円から10万円の範囲内で見舞金を給付する。

ただし、損害の程度の換価価格が10万円未満の場合は給付の対象としない。

[6] 消滅時効 (互助会規約第19条)

互助会規約第14条から第18条に規定する給付を請求する権利は、発生した日から3年間行わないときは、時効によって消滅する。

[7] 互助会誌発行事業 (互助会規約第20条)

年2回発行するマリンレスキュージャーナルに「MRJ 互助会通信」欄を設けて、互助会の事業成果、決算報告等を会員に周知している。

「互助会豆知識」を次のとおり掲載しておりますので、必要に応じてご覧になってください!

- 2019年1月号 互助会の給付事業の種類について
- 2019年8月号 各給付事業の事案発生から給付までの流れについて
- 2020年1月号 災害見舞金給付事業の請求等について
- 2020年8月号 互助会規約、互助会規約実施細則等について
- 2021年1月号 互助会への加入手続きについて

互助会に関する
問い合わせ

互助会に関する、ご意見・問い合わせ等は事務局
(経理部) 森または廣岡が承ります。

電話番号 03-3222-8066
FAX番号 03-3222-8067

